

2010年（平成22年）3月24日

法務大臣 千葉景子 殿
民主党 代表 鳩山由紀夫 殿
自由民主党 総裁 谷垣禎一 殿
公明党 代表 山口那津男 殿
日本共産党 幹部会委員長 志位和夫 殿
社会民主党 党首 福島瑞穂 殿
国民新党 代表 亀井静香 殿
新党日本 代表 田中康夫 殿
みんなの党 代表 渡辺喜美 殿

大阪弁護士会

会長 畑守人

「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等について」に対する意見書

1 はじめに

法務省は「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等について」と題する意見募集を行い、今国会に改正案を提出するとの動きが報じられている。

この問題に関しては、既に日本弁護士連合会により、2009年6月11日付けで「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方に関する意見書」が公表されており、また、今回の意見募集においても、同旨の意見書が提出されているが、大阪弁護士会として、なお付け加えるべき点があるものと思料し、意見を述べることにする。

2 「国民の意識」と公訴時効制度改正との結びつき

第一は、改正動機の点である。すなわち、公訴時効法制改正の動機の一つとして、「国民の意識」の変化が指摘されているが、「国民の意識」の変化とされるものが、本当に公訴時効の延長ないし廃止に結びついているのかど

うかは疑問である。

法務省が想定する「国民の意識」とは、主に被害者の声であり、それを代表しているのは複数の犯罪被害者団体の意見書であると思われる。しかしながら、これらの意見書において、本当に被害者が求めているのは、速やかな犯人の逮捕と処罰及び被害者・遺族に対する十分な配慮である。また、とりわけ交通事故被害者の団体に顕著であるのは、重罰化の要求である（重罰化の要求の当否についてはひとまず措く。）。意見書に現れる被害者の悲痛な叫びには誠に重いものがあるが、果たして公訴時効が延長撤廃されればこうした被害者の辛苦が解消されるといえるのか疑問である。公訴時効が廃止されたからといって犯人が直ちに逮捕・処罰されるわけではなく、被害者の立場が強化されるわけではないし、これから逮捕される犯罪者への処罰が重くなるわけではない。つまり、公訴時効の延長・廃止によっては、被害者が真に欲する部分の多くは達成できないのである。

そうだとすれば、一世紀続いた公訴時効制度を変更しなければならない程の「国民の意識」が本当に存在しているのかどうかを、理性的な判断により真剣に検討しなければならない。

3 公訴時効制度の存在理由について

第二に指摘すべきは、公訴時効制度の存在理由との関係である。

この点に関して、法務省は、①時の経過とともに、証拠が散逸してしまい、起訴して正しい裁判を行うことが困難となること、②時の経過とともに、被害者を含め社会一般の処罰感情等が希薄化すること、③犯罪後、犯人が処罰されることなく日時が経過した場合には、そのような事実上の状態が継続していることを尊重すべきことを公訴時効の存在理由として列挙し、これらの理由が現在でも妥当するかどうかを検討しているところである。

しかしながら、こうした議論の仕方には大きな問題がある。そもそも、公訴時効制度の存在理由は、上記三点に限られるものではなく、極めて多彩なものがある。例えば、松尾浩也教授の研究によれば、ドイツでは、公訴時効制度の存在理由として、①時の経過によって、犯人は永く良心の呵責を受け、その罪を償った、②社会は犯罪の記憶を失い、民衆感情は沈静し、刑罰による応報の必要が消滅した、③威嚇力が期待できなくなった、④犯人は改善されて別の人格となり、特別予防のための刑罰は不要に帰した、⑤継続せる事実状態が尊重すべきものとなるに至った、⑥証拠が散逸し、事実認定が困難

になった等という多彩な説明がなされており、フランスにおいても、①社会の忘却、②犯人の恐怖と後悔、③証拠の散逸、④検察官の怠慢といった多様な根拠が指摘されているという。また、アメリカでは、①新鮮な証拠の必要、②処罰による改善要求の減少、③社会の応報衝動の衰退と同情の増大、古い犯罪を原因とする恐喝の抑制等が根拠として主張されているという（松尾浩也「公訴の時効」刑事訴訟法講座第1巻210頁以下（昭和38年））。そして何より重要なのは、これらの根拠は、いずれも存在する制度を説明するための、いわば「後付けの理由」である側面が強く（松尾・前掲論文217頁参照。）、これらのうちいくつかが否定されたからといって制度の合理性が直ちに否定されるという関係にはないということである。とりわけ、法務省があげる三点の指摘は、公訴時効規定を刑法典に置くか刑事訴訟法典に置くか（時効の存在理由が実体的刑罰権の消長にあるとすれば刑法典に置くべきことになるが、証拠の散逸など訴訟法上の理由にあるとすれば刑事訴訟法典に置くべきことになる。）、公訴時効の改正に遡及効があるか（実体的刑罰権にかかわる事項とすれば遡及処罰禁止の要請が働く。）、時効が完成したときに言い渡す判決はどのようなものか（刑罰権が消滅するなら無罪判決となる）といった解釈上の問題とかかわって指摘されてきたものであり（松尾・前掲論文212頁。）、公訴時効制度の存在理由のすべてを示すものにはあり得ない。

ところが、法務省の議論は、公訴時効の存在理由が三点に限られるかのような前提をとり、「その三点がいずれも妥当しないから公訴時効は妥当でない」という形になっている。このような議論の仕方では、議論の対立の本当の意味を見誤ることなる上に、公訴時効制度の本当の存在意義が看過され、重要な社会の仕組みが破壊されてしまう可能性が高いと言わなければならないであろう。大切なのは、公訴時効を支える積極的な意義がおよそ見あたらないかどうかを多岐にわたって真摯に検討することである。

4 公訴時効制度の「機能」について

第三に指摘すべきは、公訴時効制度の「機能」に関する議論が欠けているという点である。

すなわち、公訴時効制度には、上記の根拠に関する議論にかかわらず、一定の機能を有していることが指摘されている。

一つは、犯罪人に対する関係で、「公訴の時効が与える心理的・社会的安

定」をもたらすことが指摘されている。こうした機能について、公訴時効延長・廃止論者は、否定的な意見を持つのであろうが、「神の裁きが永遠であるように、人の裁きには *Verjährung* (時効) が必要である。」(ボッケルマン) との指摘がなされている。神ならぬ人の作り出した制度である以上、刑事訴追に時間的限界が存在することはやむを得ないというべきなのである。

二つは、捜査機関に対する関係であり、捜査の迅速を求める機能及び古い犯罪についての捜査が不要となることによる負担軽減というものである。捜査機関の負担については、多少の議論はなされているものの、捜査の迅速という点については何ら議論されていない。(とりわけ短期の) 公訴時効が「捜査の迅速」をもたらすとすれば、長期の公訴時効は捜査の遅延をもたらすことになろう。まして公訴時効を廃止した場合には、捜査の遅延は最大化されることになる(極論すれば、難事件は後回し、という事態も生じかねないのである。)

三つは、裁判所に対する関係であり、裁判所が古い犯罪に取り組まなくても済むという機能である。すなわち、古い犯罪については、当然のことながら、関係者の記憶も希薄化し、物証は消滅し、劣化する。科学的証拠についても、新しい知見により、その証明力に疑問が生じることもまれではないのであり、裁判官は、過去の鑑定結果につき、現在の知見から判断すればどう判断すべきか、という困難な問題に直面する(この問題は、裁判員裁判により顕著な問題として現れる。)。公訴時効は、こうした負担を軽減する役割をもっているのであり、公訴時効制度がなければ、裁判官は古い証拠の証明力の判断を求められることになるか(それは必然的に他の新しい事件の検討の時間を奪うこととなる。)、または、杜撰な判断を行うことになるであろう。このようにみれば、公訴時効は、裁判の負担を減らし、限られた司法のリソースを国民全体に平等かつ有効に用いるという意味を持っているのであり、決して無視しえない機能を持っているのである(以上につき、松尾・前掲論文217頁以下参照。)

いずれにせよ、公訴時効は、その根拠とは別にして、様々な機能を有していることは間違いなく、法制度として検討する以上、積極的な作用、消極的な作用を含めて、総合的な検討がなされなければならない。ところが、現在の議論では、犯人が処罰を免れることがあるという制度の消極的機能にのみスポットが当てられ、それ以外の有用な機能が完全に無視されている。国家

の制度として議論する以上、公訴時効制度があった場合の積極的機能と消極的機能、公訴時効制度がなかった場合の積極的機能と消極的機能を、それぞれ真剣に検討する必要があるのではなかろうか。

5 「公訴時効制度改正の必要性」と「考えられる方策」との関係

第四に指摘すべきは、「公訴時効制度改正の必要性」に関する検討と、「考えられる方策」とが必ずしも対応していないということである。

すなわち、法務省の検討では、公訴時効の存在意義について、証拠の散逸、被告人の防御との関係、被告人の事実状態の尊重との関係、処罰感情等の希薄化との関係を議論すべきとし、それを踏まえた考えられる方策として、一定の犯罪について公訴時効の廃止を行うこと、公訴時効期間の延長、個別の事件の公訴時効の進行について特別の取扱いをすること、という三つの方策が検討の素材とされている。

しかし、改正の必要性において検討されている事項は、いずれも、全犯罪の公訴時効に当てはまるとされているものである（例えば、被害者の処罰感情が希薄化しないというなら、殺人（未遂）罪の被害者だけでなく、暴行や窃盗罪、器物損壊罪の被害者も同じであろう。）。それにもかかわらず、そこから、どうして、一部の犯罪についてのみ、公訴時効の廃止等をすべきこととなるのかが明らかでない。その意味で、法務省の提案する検討事項は、総論と各論が対応していないと言わざるを得ない。

もっとも、このような提案は、逆に言えば、一定の犯罪については法務省自身も公訴時効を廃止すべきでないと考えているということであり、そうであるとすれば、公訴時効を撤廃すべきでないと考える根拠が、他の犯罪にも妥当しないかを真剣に検討しなければならないはずである。言い換えれば、本来検討しなければならなかったのは、公訴時効改正をしなければならない理由（必要性）と、その理由に対応する改正の範囲・方法のはずである。そして、今回のような提案をする場合の必要性は、凶悪・重大犯罪のみに妥当するものでなければならなかったはずである。そうであるのに、今回のような総論と各論が対応しない議論の立て方をするのは、実は公訴時効の一般的存在理由について完全に否定する余地がなく（いずれも個別事例では妥当しないこともあるが、一般的には否定し難いものであるというべきである。）、他方で、凶悪・重大犯罪のみに妥当する確固たる理由を発見できなかったからではないか。

6 法改正には反対である

以上のとおり、法務省の検討については、議論の立て方自体に問題があり、こうした議論から改正の必要性を説かれても、それは全く説得力がないと考える。

そのことを度外視しても、大阪弁護士会としては、公訴時効制度の改正には反対せざるを得ないと考えている。その理由は次のとおりである。

(1) まず、公訴時効制度には、既に指摘したように、証拠散逸、事実状態の尊重、処罰感情の希薄化という法務省が指摘する根拠のほかに、様々なものが存在している。そして、それらは個別事例では必ずしも妥当しないものがあったとしても、一般的には妥当するものが多く、公訴時効を不要とする積極的理由は存在しない。なお、法務省が指摘する処罰感情の希薄化という根拠は、正確には、応報刑論を基礎とした実体法上の処罰の必要性が減少することを意味すると理解すべきであって、被害者や遺族の処罰感情そのものではないというべきである（小池信太郎「ドイツにおける公訴時効制度の現状」刑事法ジャーナル vol. 18, 33頁参照。）。被害者の処罰感情が希薄化しないという点は、それ自体としては誠に重要な指摘であり、検討を要する問題であるが、制度としての公訴時効を覆すものとは言えない（小池・前掲論文33頁。）。

(2) とりわけ重要であるのは、証拠の散逸という点である。この点に関して、DNA鑑定等の新しい捜査方法の登場により、克服されうるとの意見もあるが、決してそうではない。我が国の刑事司法は、依然として供述証拠を重視しているのであり、時の経過により関係者の記憶が薄れ、その信用性の判定に困難を来すことはまれではない。また、物証の発見は困難となり、既に確保された物についても劣化がさけられない。さらに、かつて新しい捜査方法として脚光を浴びた証明手段の信用性が、その後の研究の結果、否定された事例を我々はつい最近体験したばかりである。こうした事情を度外視して「証拠の散逸はない、証明力の低下はない。」と強弁すると（こうした強弁を行った結果判断を誤ったのが足利事件ではなかったか。）、実際には、証明力の判断を誤る結果となるか、または無意識のうちに必要な証明度を下げた判断を行う結果になりかねない。

(3) また、仮に、法務省が検討するように、時効一般の存在理由が否定されるから改正すべきだとするなら、いずれすべての犯罪について公訴時

効が廃止されることとなる。現時点において一部犯罪の公訴時効長期化にとどめたとしても、再度の長期化、廃止及び対象犯罪の拡大の要求に対して、論理的に対抗することができない。しかし、全犯罪について公訴時効を廃止することは、言うまでもなく不当である。

(4) そうではなく、凶悪・重大事件についてのみ、法改正を施すとするなら、凶悪・重大事件についてのみ妥当する根拠が必要である。そして、そうした根拠として考え得るのは事件の重大性であるが、何をもって事件の重大性を切り分けるのかは極めて不明確である。例えば、人の死亡等の「構成要件的结果」を手がかりとすると、殺人以外に、過失致死、傷害致死等が時効廃止に入る一方で、殺人未遂には公訴時効が残ることになり、アンバランスは残る。相対的にアンバランスを生じさせないのは、法定刑を基準とすることであるが、被害者に実害が生じなかった殺人未遂罪の事例（おそらくは公訴時効廃止の対象として検討されていると思われる。）と、殺意はなかったが重傷を負った傷害罪の事例では、どちらが重大な事件かはにわかに判断しがたいのに、一方には公訴時効がなく、他方には公訴時効が存在することになる。こうしたアンバランスは現行法でも存在するものであるが、公訴時効を廃止した場合には、益々拡大する問題点である。

(5) また、諸外国、とりわけドイツにおいて公訴時効廃止が問題となった背景には、重大な政治的問題が存在していたのであり、結果が重大だから公訴時効を廃止すべき、とする単純な法改正が行われてきたわけではないことに注意すべきである。すなわち、ドイツ刑法では、民族謀殺（Völkermord）や謀殺（Mord）において公訴時効を廃止したのであるが、ナチス犯罪の処罰という政治的要求に応えるためのものだったのであり、遡及効とセットになって初めて意味を持つ改正であった（小池・前掲論文 31 頁以下。）。したがって、重大な犯罪であれば公訴時効を廃止するのが諸外国において当然に受け入れられていると考えるのは必ずしも適切ではない。

(6) さらに、公訴時効を廃止した場合には、実際には、被害者間の不平等をもたらす可能性がある。国家のリソースが有限である以上、すべての犯罪について、徹底的な捜査を永遠に続けることは不可能である。そうだとすれば、捜査機関としては、とりわけ社会の注目を集めた事件や犯人逮

捕の見込みがありそうな事件に優先的に取り組むことになろう。それは一方で、新しく生じる犯罪の捜査に振り分けるリソースを消費することになるし、他方で、長期化した事件の一部にのみ取り組むこととなって、幾重に渡って不平等をもたらす。言い換えれば、公訴時効は、誰にとっても平等な時の経過という要素で、有限な国家のリソースを国民の間に平等に振り分けるための制度であって、安易に廃止をした場合には、被害者間の不公平をもたらすことになるのである。

(7) したがって、公訴時効を廃止することは不適切であると考えるが、公訴時効の延長についても、これを行うべき説得的な根拠が見いだせない以上、支持できない。そもそも、公訴時効の期間として何年が適切であるかは、それを決定する客観的基準が存在していない。だからこそ、公訴時効は、一定の期間が決まっていること自体に重要な意味があり（したがって、個別事件ごとに取り扱いを変更するのは公訴時効という制度と相容れないと考えられる。）、安易に変更すべきものではない。まして、平成16年には既に一度公訴時効の期間が長期化されているのであり、その改正の効果も何ら検証されていないのである（平成16年改正では遡及効が否定されている。）。そうであるのに、今の時点で再度時効期間を長期化すれば、公訴時効という制度を著しく不安定なものとし、刑事訴訟制度そのものへの信頼を失わせる結果となる。

(8) 最後に遡及効について、これを認めることは一見すると被害者の保護に有益であるかのように見えるが、そのように短絡的な判断をしてはならない。まず、遡及効を認めた場合には、どの範囲で遡及効を認めるべきなのかが問題である。現在時効が完成していない犯罪のみを対象とした場合は、改正法施行日の前日に時効が完成した被害者との間に差別をもたらすこととなるが、その違いが合理的なものとは思われない。だからといって、これまで時効が完成したものについてまで遡って公訴時効の延長・廃止をするということになれば、捜査機関はあらゆる時効事件についての再捜査を求められることになるが、すべての事件の犯人を発見することが困難である以上、不平等は残る。また、公訴時効の完成を前提に名乗り出た犯人は処罰されるが、名乗りでなかった犯人は処罰されないこととなる（なお、公訴時効を廃止した場合には名乗り出る者も居なくなるであろう）。こうした事態が適切とは思われない。

7 まとめ

以上のとおりであるから、そもそも法務省の議論の仕方の問題がある上に、公訴時効制度の改正の必要性には疑問があり、また、公訴時効の延長や廃止は、実際には望ましくない事態が生じることが予想されるので、賛成しがたい。

以 上